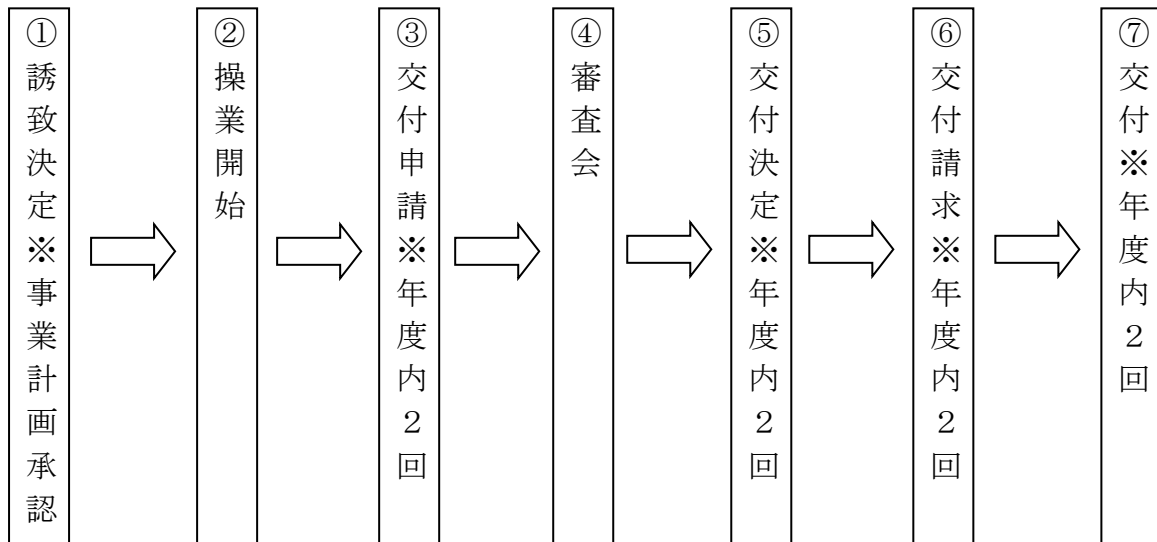


## ◎室戸市コールセンター等設置奨励金の交付手順（フロー）

室戸市コールセンター等設置奨励金の交付申請にあたっては、室戸市が誘致した企業で、誘致決定時に市長の承認を受けた事業の計画に基づいて申請を行うことが要件となりますのでご注意ください。

交付申請は、1会計年度2回を限度として5年間行うことができます。



★①②③⑥は企業に行ってください。

◎企業にご提出いただく書類（番号は上記と連動しています。）

①誘致決定 ・事業計画書

③交付申請 ・交付申請書（別記様式第1号）

・会社概要書

・土地の売買又は賃貸借の契約書の写し（初回申請時の添付書類）

・申請時における法人の登記事項証明書及び定款（写しでも可）

・過去2年間の決算書（2回目の申請時からは前年度分のみ。）

・現年度の納税通知書の写し及び納期到来分の領収書若しくはそれに代わるもの

・人材研修に係る書類

ア 研修費一覧表（別紙1）

イ 領収書等

ウ 研修内容がわかる書類

・雇用に係る書類

ア 雇用者一覧表（別紙2）

イ 純増加表（2回目申請時以降）

ウ 組織図

エ 申請者の住民票の写し

オ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

カ 事業者別被保険者台帳の写し（全員分）

- キ 出勤時間総括表（別紙3）
- ク 出勤状況及び賃金がわかるもの
- ケ 就業規則（初回と変更時のみ。）
- ・人材確保に係る費用に関連するもの
  - ア 人材確保一覧表（別紙4）
  - イ 広告内容のわかる書類
  - ウ 領収書等
- ・事業計画書（別記様式第1号の2）
  - ア 事業予算書
- ・その他市長が必要と認めるもの

⑥交付請求

- ・交付請求書（別記様式第5号）